

(7) 訪問介護員資質向上事業について

<趣旨>

1. 介護保険制度下において指定訪問介護事業者が配置すべき訪問介護員等は、介護福祉士、訪問介護員養成研修1、2級及び3級課程了者としてしているが、3級課程修了者については、「当面は、対象とすることはやむを得ないが、研修機会の確保等を通じて、サービスの質の向上を図るべき」旨審議会より答申されている。
2. そこで、都道府県が、現にヘルパーとして活動している3級課程修了者に2級課程を受講させた場合に、これに対する補助を行うことにより訪問介護員の資質の向上を図り、引き続き訪問介護員として配置できるよう緊急支援を行うため、平成12年度予算に要望することを検討しているところである。
都道府県、市町村におかれては、その趣旨をご理解いただき、予算面その他の準備に適切な対応を図られたい。

○ 事業内容

実施主体：都道府県（適当と認められる講習機関等に委託可）

訪問介護員養成研修3級課程修了者であって、現に指定訪問介護事業者で使用されているものを対象とした訪問介護員養成研修2級課程事業に対し補助を行う。

その際、対象者を使用する指定訪問介護事業者において、3級課程を修了している訪問介護員に1、2級課程を修了させる養成研修計画を定めた計画書が作成されていることを要件とする。